

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 通信地図修正測量の終了  
建設業者の変更登録  
牧野の改良及び保全事業の実施
- ◇正誤 昭和二十七年十二月五日鳥取県告示第五百七十一号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第三十一号

次のように昭和二十七年年度第三、四半期分(十月―十二月)

登録番号

登録年月日

商号又は名称

鳥取県知事登録  
(ろ)第一〇八号

昭和二十七年  
六月五日

角 和 組

昭和四年四月十五日第三種郵便 認可

月まで)計画の通信地図の修正測量を終了した旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 測量地域 日野郡江尾町、神奈川村、日光村
- 一 測量方法 測鎖測量

### 鳥取県告示第三十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和二十八年一月十日変更登録した。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

主たる営業所の所在地

申請者氏名

新旧 鳥取市吉方二七七  
鳥取市二階町二丁目五藏円ビル

青柳 壽人

鳥取県告示第三十四号

牧野法(昭和二十五年法律第九十四号)第九條第一項の規定に基き牧野の改良及び保全事業実施について左のとおり指示した。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

牧野の所在地	地目	指示に係る措置の概要	
		指示期間	指示事項
東伯郡竹田村大字大谷字若杉一七八ノ一	原野	自昭二八、一 至昭三二、三	土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ 火入制限
東伯郡竹田村大字田代字エンソウ六七五 ノ二	原野	自昭二八、一 至昭三二、三	土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ 火入制限
東伯郡竹田村大字田代字エンソウ六七五 ノ二 大字下畑字大杉七〇四ノ二	原野	自昭二八、一 至昭三二、三	土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ 火入制限
日野郡米沢村大字御机字瓜菜沢七〇八	原野	自昭二八、一 至昭三二、三	土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ 火入制限

積同上面

日野郡日野上村大字霞字椋子奥二三三四 外三	山林	自昭二八、一 至昭三二、三	四〇町	障害物除去 土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ	四〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇
日野郡日野村大字下榎字鶉の池原八八八 ノ一	原野	自昭二八、一 至昭三二、三	五〇町	土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ 火入制限 樹林造成	四〇〇 四〇〇 四〇〇 四〇〇 五〇〇
日野郡神奈川村大字俣野字ウレ石平二七 二三ノ一	原野	自昭二八、一 至昭三二、三	六八町	土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ 樹林造成 火入制限	三六〇 三六〇 三六〇 三六〇 三六〇 六八五
日野郡福栄村大字神福字塩滝山二〇六九 ノ八八	山林	自昭二八、一 至昭三二、三	六〇町	障害物除去 土地改良 飼肥料木植栽 イタチハギ トゲナシニセアカシヤ又は ヤマハシ 樹林造成 立木伐採禁止	四〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇 一〇五
日野郡山上村大字福万來字野呂山八六番 外地	山林	自昭二八、一 至昭三二、三	一五〇町	障害物除去 土地改良 飼肥料木植栽	五八〇 五八〇

